

令和7年度ワークライフバランス推進セミナー開催業務委託 プロポーザル実施要領

(目的)

- 1 この要領は、「令和7年度ワークライフバランス推進セミナー開催業務」の委託者決定にあたり、プロポーザル方式により決定するための必要な事項について定めるものである。

(プロポーザルに参加する者)

- 2 令和7年度ワークライフバランス推進セミナー開催業務委託プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加する者は、次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たすものとする（ただし、参加資格確認後であっても、契約までの期間中に要件に該当しないことが明らかになった場合は欠格とする。）。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 伊勢市競争入札参加資格者名簿に公告時点で下記の「業種分類」で名簿に登録があること。
 - ・2912 研修・指導
 - (3) 本件の参加申込期限から契約締結までの間、伊勢市建設工事等資格（指名）停止措置要領（平成17年伊勢市訓令第20号）の規定による資格（指名）停止措置を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更正手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、伊勢市競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者であること。

(プロポーザル参加仕様書)

- 3 参加するものに対するプロポーザルの仕様については、「令和7年度ワークライフバランス推進セミナー開催業務委託プロポーザル参加仕様書」のとおりとする。

(選定業務)

- 4 選定にかかる業務は、令和7年度ワークライフバランス推進セミナー開催業務委託プロポーザル選定要領（以下「選定要領」という。）に基づき、令和7年度ワークライフバランス推進セミナー開催業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

(選定委員会の組織運営)

- 5 選定委員会の組織及び運営については、次のとおりとする。
 - (1) 選定委員は、伊勢市職員5名とする。
 - (2) 選定委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。
 - (3) 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
 - (4) 委員長は、委員会を統括する。

(5) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(6) 選定委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

(7) 選定委員会は、定数の3分の2以上の者が出席しなければ開くことができない。

(プロポーザル日程)

6 プロポーザルの日程については、選定要領に定める。

(庶務)

7 プロポーザルの実施にかかる庶務は、環境生活部市民交流課が行う。